

一般社団法人和歌山市消防協会 入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山市消防協会（以下「協会」という。）定款第6条の規定に基づき、協会の会員の入会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 協会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。

(1) 協会の目的に賛同するものであること。

(2) 協会の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、入会の可否を決定したときは、これを入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が社員総会に推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(届出事項の変更)

第3条 協会の会員となった者は、住所、代表者の氏名その他入会申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 入会者は、一口5,000円以上を年会費として、協会の毎事業年度ごとに協会が指定する日までに支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員については、会費の支払いを要しない。

(変更)

第5条 この規程は、定款第12条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、定時社員総会（平成26年6月26日）の終結後から適用する。

(適用区分)

2 この規程による第4条の金額は、施行前にすでに会員である者については、なお従前の例による。